

契約書 別紙

(契約代金の支払額について)

契約代金（以下「派遣料金」という。）の支払額は、契約金額（消費税額等を除く）に実働時間数及び消費税額等の税率を乗じたものとする。ただし、実働時間数は1分単位で計算するものとし、その際の派遣料金は1時間あたりの契約金額（消費税額等を除く）に60分の1を乗じた金額とする。なお、派遣労働者の就業が時間外労働、深夜労働、休日労働に及ぶ場合において、労働基準法に基づき算出される割増金相当額を当該割増料金として、派遣元は派遣先に請求することができるものとする。

派遣先の責に帰すべき事由により派遣労働者を、派遣契約に基づく派遣業務（以下「業務」という。）に従事させることができない場合は、派遣先は派遣元に対し、当該業務は行われたものとして派遣契約に基づく派遣料金を支払うものとする。

派遣元は4月の派遣実績に応じ、当月末日までの派遣料金を派遣先に請求するものとする（ただし、1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた額とする。）。

契約金額には通勤に伴う交通費を含むものとする。

派遣先は、派遣元から請求を受けたときは、支払請求を受理した日から30日以内に派遣元に支払わなければならない。